議長

みなさん、こんにちは。ただいまより本日の会議を開きます。ただいまの出席 議員は11名で会議は成立します。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第1 22条の規定によりまして、6番藤澤議員と7番中川議員を指名します。

日程第2、諮問第1号人権擁護委員の推薦についてを議題とします。諮問にあたり町長の説明を求めます。町長。

町長

諮問第1号、人権擁護委員の推薦についてご説明を申し上げます。人権擁護委 員に次の者を推薦したいので議会の意見を求めるものでございます。意見を求 める方は住所、沙流郡平取町字貫気別45番地1、氏名、西島達夫氏でござい ます。生年月日は昭和20年3月17日、現在73歳でございます。次に住所、 沙流郡平取町本町201番地26、氏名、鈴木茂氏でございます。生年月日、 昭和25年11月29日、68歳でございます。次のページをご覧いただきた いと思います。西島達夫氏の経歴概要については次のとおりでございますけれ ども、その他の経歴の中で特に平成16年の1月1日から現在まで、長年にわ たりまして人権擁護委員としてご尽力をいただいてございます。引続いての再 任を求めるものでございます。人格識見も高く適任者でありますので、議会の 同意を求めるものでございます。次の3ページでございますが、鈴木茂氏でご ざいますけれども、学歴は昭和40年3月に北海道穂別高等学校を卒業されて おりまして、主な職歴についてはご承知のとおり、昭和48年4月から平成2 5年3月31日まで平取町役場に奉職されまして、退職後につきましては25 年4月1日から29年3月31日まで社会福祉法人平取町の社会福祉協議会に 勤務されてございます。その他の経歴では平取町の体育連盟の理事、また平取 町の文化連盟の理事として活躍をされてございます。鈴木茂氏については前任 者であります紫雲古津の高地岩男様が任期途中ではございますけども都合によ り退任したいとの申し出によりまして後任とするものでございます。人格識見 も高く適任者でございますので、2名の方々について議会の意見を求めるもの でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは、採決を行います。本件は2名の推薦答申が求められておりますので、採決は1名ずつ行います。人権擁護委員として西島達夫氏を推薦することとして答申することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。次に、人権擁護委員として鈴木茂氏を推薦することとして答申 することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、西島達夫氏、鈴木茂氏を推薦することとして答申する ことに決定しました。

日程第3、議案第1号固定資産評価審査委員の選任についてを議題とします。 提案理由の説明を求めます。町長。

町長

議案第1号固定資産評価審査委員の選任についてご説明を申し上げます。平取町固定資産評価審査委員に次の者を選任したいので、同意を求めるものでございます。このことについては前任者でありました振内町の滝治様が任期途中ではございますが不慮の事故によりましてご逝去されたことにより、後任として選任同意を求めるものでございます。同意を求める方は、住所、沙流郡平取町振内町61番地2、氏名、蘆原宏昭氏でございます。生年月日は昭和38年3月22日現在55歳でございます。次のページをご覧いただきたいと思います。経歴概要でございますが、学歴が昭和56年3月北海道穂別高等学校を卒業してございます。職業については有限会社ハウビングショップ樫野に勤務されてございます。職業については有限会社ハウビングショップ樫野に勤務されてございます。主な公職歴は記載のとおりでございますが、最初に昭和61年3月1日から現在まで平取の消防団員として町民の生命財産を守るため活躍されてございます。また、平取町の総合振興計画審議会委員、平取町生涯学習委員、平取町行財政改革審議会委員、さらには平取町立振内小学校の評議委員などにご尽力をいただいてございます。人格識見も高く適任者でございますので、選任同意を求めるものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について同意することに 賛成の方は挙手願います。

(賛成者举手)

挙手多数です。従って、日程第3、議案第1号固定資産評価審査委員の選任については同意することに決定しました。

日程第4、議案第2号平取町避難行動要支援者名簿の提供に関する条例の制定 についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。まちづくり課長。

まちづく り課長 それでは私のほうから議案第2号平取町避難行動要支援者名簿の提供に関する 条例の制定についてご説明申し上げます。議案の3ページ目をお開きください。 平取町避難行動要支援者名簿の提供に関する条例を次のように制定するという

ことで、まずこの条例を制定しようとする理由でございますけれども、東日本 大震災の教訓を踏まえまして、平成25年の災害対策基本法におきまして避難 行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援が行えるようということで 改正されました。そこで町のほうでは、避難行動要支援者名簿というものを作 成しておりましたけれども、その作成に際して個人情報ということでなかなか 外部のほうに提供するというのが難しいということで、平常時からどのような 方がそういう避難行動要支援者かというのがなかなか皆さんと情報を共有でき なかったということもありまして、この度、実効ある避難行動の支援が行える ようにするために、個人情報を利用できるようにするために、この条例を制定 しようとするものでございます。それでは条例の内容についてご説明いたしま すので4ページ目をお開きください。まず第1条で目的ということで、この条 例につきましては、避難行動要支援者の生命または身体を災害から守るため、 災害対策基本法及び平取町地域防災計画に定める対象者名簿の情報提供に関し て必要な事項を定めることを目的するとしております。第2条定義でございま すけれども、ここのところではこの条例で使っている用語の意義について1号 から6号まで定めているところでございます。避難支援等関係者ということで、 この情報を提供する機関ということで、消防機関、警察機関、社会福祉協議会、 民生委員児童委員、それから自主防災組織ということでうたっております。そ れから第3条で避難行動要支援者の範囲ということで避難行動要支援者となる 対象者の範囲ということでうたっておりまして、これについては第1号から第 7号までで、介護保険の要介護認定で要介護1以上の者、それから第2号で身 体障害者手帳1級または2級の交付を受けている者、3号で療育手帳Aの交付 を受けている者、4号で精神障害者福祉手帳1級または2級の交付を受けてい る者、それから第5号で75歳以上のみの世帯の方、それから第6号で災害時 の避難行動に特別な配慮や援護を必要とするもののうち特に支援を要するもの として申請した者ということで妊産婦等を想定しております。それから第4条 で避難行動要支援者名簿の作成ということで、避難支援等を円滑に実施するた めに基礎となる名簿を作成するということで、その作成する記載事項について 第2項で定めておりまして、氏名、生年月日、性別、住所、または居処、電話 番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする理由、というようなことで名簿 を作成することにしております。それから、第5条で名簿情報の提供というこ とで災害の発生に備え必要な限度で避難支援等関係者に対して名簿情報を提供 するものとするということにしております。ただ第2号で、この避難行動要支 援者名簿に掲載された者の中で、当該名簿情報の提供について拒否ということ でされた方については、名簿の情報を提供できないということにしております。 3項で災害が発生した場合については、避難行動要支援者の生命または身体を 災害から保護するために、特に必要があると認めたときには、拒否をしている 方についても名簿の情報を提供するということで、いざという時には情報を提 供して避難行動の支援を行っていきたいというふうに考えております。それか

ら第6条で名簿情報の取り扱いする協定ということで、これについては名簿情 報を提供とする避難支援等関係者との間で名簿情報の取り扱いに関する協定を 締結するということにしております。この第2項で協定の内容が遵守されてい るかどうかを確認するため、必要があると認める場合は協定を締結した避難支 援等関係者に対し、提供した名簿情報の管理に関して報告を求め、また名簿情 報の管理の状況を検査することができるということで規定をしております。次 に6ページ目ですけども、第7条で名簿情報の漏えい防止のための措置という ことで、名簿情報の提供を受けた者は名簿情報の漏えい防止のために必要かつ 適切な措置を講じるものとするということで、これは規則のほうでうたってお ります。それから第8条で利用及び提供の制限ということで、名簿情報の提供 を受けた者は避難支援等の用に供する目的以外のために、当該名簿情報を自ら 利用しまたは当該名簿情報の提供を受けた者以外の者に提供してはならないと いうことでうたっております。それから第9条で守秘義務ということで、名簿 情報の提供を受けた者、もしくはその職員、その他の当該名簿情報を利用して 避難支援等の実施に携わる者、またはこれらの者であった者は、正当な理由が なく当該名簿情報にかかる避難行動要支援者に関して知り得た情報を漏らして はならないということで守秘義務を課しております。この条例に関する運用に ついては規則で別に定めて細かく規定をしているところでございます。この条 例を定めることによりまして、平常時から見守りの必要な高齢者等の要支援者 を把握して、いざというときの災害の避難行動だとか、要支援ということの行 動につなげていきたいと考えておりますのでご審議のほどよろしくお願いいた します。

議長

説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありませんか。6番藤澤議員。

6番 藤澤議員 6番藤澤です。個人情報の関係も含みながらの説明でございましたが、端的に 何いたいと思います。私は消防とか諸々の活動で、人の捜索だとかあるいは遭 難、冬場の遭難にも立ち会いました。それから猟銃の紛失による捜索、これも 1週間、2週間程度いろんなかたちで協力、駆り出されると言いますかね、協 力をして参りましたが、どうも当時から各機関の、もっと平たく言えば平取 あるいは警察関係、もっと広く言えば保健所も入ったことがありましたが、い わゆる情報の共有というのがどうも、お互い現場に、消防の方は消防の方で まって行動する、あるいはその団体が固まって行動する、我々の目にはどうし ても同じ情報の共有をもって行動がなされてないように見受けられました。最 近においては、個人情報なるものが施行されておりますので、その傾向が一層 強くなったのでないかなという懸念もいたします。その点を含めて、言えない 部分もあろうかと思いますが、消防も含めて、町、警察関係、そういう機関の いざというときの情報交換、個人情報にかかわるその交換というものは、瞬時 にスムーズに行われるような道具になるんでしょうか。大きな枠ででも結構で ございます。

議長

まちづくり課長。

まちづく り課長 この条例を制定することによりまして、第2条でうたっております避難支援等 関係者ということで、消防機関だとか警察機関等にこの情報を情報共有すると いうことができるようになりますので、平常時からこういう名簿を提供しなが ら見守り等を実施していきたいなというふうに考えております。

議長

藤澤議員。

6番 藤澤議員 藤澤です。ということは、いわゆる一般的に言われる個人情報を漏らしてはならない旨のものが、その災害、いわゆる現場において共有されるという解釈でよろしいですね。

議長

まちづくり課長。

まちづく り課長 その提供している情報については、その現場で支援する方々には情報が共有されているということになろうかと思います。

議長

よろしいですか。ほかございますか。

(質疑なしの声)

なければ、質疑を終了いたします。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第4、議案第2号平取町避難行動要支援者名簿の 提供に関する条例の制定については、原案のとおり可決しました。

日程第5、議案第3号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について を議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第3号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたしますのでお手元の資料、平成30年度職員の給与改定に関する概要をご覧いただきたいと思います。初めに表の左側、職員の給与に関する人事院勧告(抜粋)についてご説明いたします。1、勧告月日と官民格差でありますが、勧告があった年月日は平成30年8月10日であります。(2)民間給与との格差は、①月例給につきましては民間との格差655円、率にして0.16%、

平均年齢は43.5歳で、②ボーナスにつきましては民間の4.46月に対し まして公務員は4.40月でありました。2、給与改定の内容と考え方として、 民間給与との格差を解消するため、以下のとおり給与の引き上げ改定を勧告し たところであります。(1)給料表の改定率は、平均0.2%で、初任給は民間 との間に差があることを踏まえ初任給を1500円引き上げ、若年層について も 1 0 0 0 円程度、その他は 4 0 0 円の引き上げを基本に改定するものであり ます。(2)ボーナスは現行が年間4.40月分のところ改正後は4.45月分、 0.05月分の引き上げとなり、支給期別の内訳は次の表に記載のとおりとな っております。(3)宿日直手当、医師以外の日直手当が1回4200円から4 400円となり200円の引き上げ、医師の宿日直手当が1回2万円から2万 1000円となり1000円の引き上げ、以上の日直手当、医師の宿日直手当 は、宿日直手当規則における改正となります。夜間看護手当につきましては議 案第4号に関連することになりますので省略をいたします。(4)実施時期は平 成30年4月1日からとなっており、本年4月に遡ってその差額を支給するも のであります。続いて右側の町の措置方針についてご説明いたします。職員の 給与改定にあたっては、町は従来から国家公務員給与に関する人事院勧告の内 容を尊重してきた経緯があることから、本年度についても同様に措置するもの で、表の左側でご説明いたしました人事院勧告の内容と同じ内容の改定を行お うとするものであります。人事院勧告に伴う職員給与条例の一部改正案は、国 家公務員給与法改正案が去る11月28日に成立したため、後に開催される本 議会定例会に提案するもので、これは日高振興局管内各町とも同じ方針となっ ております。以上、議案第3号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 についてご説明いたしましたのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決 定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者举手)

挙手多数です。従って、日程第5、議案第3号職員の給与に関する条例の一部 を改正する条例については原案のとおり可決しました。

日程第6、議案第4号平取町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第4号平取町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたしますので、先ほど、議案第3号の際の資料の左側、2の(3)、

宿日直手当の上から3段目をご覧いただきたいと思います。夜間看護手当につきましては、1回6000円から7300円となり、1300円の引き上げとなるものであります。以上、議案第4号平取町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたしましたのでよろしくご審議くださるようお願いいたします。

議長

説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第6、議案第4号平取町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決しました。

日程第7、議案第5号平成30年度平取町一般会計補正予算第12号を議題と します。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第5号、平成30年度平取町一般会計補正予算第12号につきましてご説 明いたしますので、平成21ページをご覧いただきたいと思います。第1条、 歳入歳出予算の補正でありますが、歳入歳出にそれぞれ3673万7千円を追 加し、歳入歳出の総額をそれぞれ66億6242万7千円にしようとするもの であります。第2項で、歳入歳出予算の補正における款項の区分及び当該区分 ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」 によるとするものであります。また第2条で、地方債の変更は「第2表 地方債 補正」によるとするものであります。それでは歳入歳出事項別明細の歳出から 説明いたしますので議案30ページをお開き願います。第2款1項1目一般管 理費1節報酬650万円の増額であります。これは当初予算になかった人事院 勧告による給与改定分及び嘱託職員から3名が準職員に昇格したことによる増 額分から、準職員の休職や退職分を差し引いたものであります。2節給料12 0万円の減額は、人事院勧告に基づく給与改定による一般職の月額給料の増額 から、本年度当初予算編成時には明らかでなかった職員の休職などによる給与 支給額の減額分、会計間異動対象者分を差し引いたものであります。3節職員 手当500万円の増額は人事院勧告に基づく給与改定による勤勉手当の増額及 び災害復旧等に要した時間外勤務手当の増額分から、休職者の期末手当減額分 などを差し引いたものであります。4節共済費300万円の減額は、市町村職 員共済組合に対する負担金で、準職員昇格3名の増額分から休職者分と追加費 用負担率の減額分を差し引いたものとなっております。 7 節賃金 2 8 0 万円の 減額は、3名の職員が準職員に昇格したことに伴い嘱託職員が減になったこと

によるものであります。19節負担金補助及び交付金150万円の減額は、退職手当の負担金の率が減少したことによるものであります。以上、各節の増減差し引きの結果、1目一般管理費合計での補正額は300万円の増額となるものであります。なおこの中で、人事院勧告による給与改定増額分は合計で255万円となっております。次に31ページ上段、3款1項1目社会福祉総務費20節扶助費410万円の追加であります。これは福祉灯油助成費で、最近の灯油単価の高騰により家計への負担が大きいことから平成30年度に限り、町内で、非課税世帯で高齢者のみの世帯、障害者の世帯、ひとり親家庭世帯、の対象となる515世帯に対し、1世帯あたり1万円の灯油購入券を交付するものであります。年内にまちだよりで周知し、申請期間は来年31年1月7日から3月29日までとなっております

議長

暫時休憩します。

(休憩 午後 2時00分)

(再 開 午後 2時03分)

再開します。

総務課長

大変失礼をいたしました。続きまして下段、5款1項2目農業振興費19節負 担金補助及び交付金353万1千円の追加であります。これは地域の担い手育 成確保を推進するためトラクター等の農業用機械や施設の導入を支援する経営 体育成支援事業に新規就農者2組、第三者経営継承による新規就農者1組、合 計3組の申請を行ったところ、このたび事業採択されたことによるもので財源 は全額、国から道を通じて町へ補助されるものであります。次に32ページ上 段、6款2項1目観光振興費19節負担金補助及び交付金422万円の減額で あります。これは本年9月に開催を予定しておりました沙流川まつりが中止に なりましたので、観光協会に対し沙流川まつり開催分として補助していたもの が、実績見通しに基づき422万円を減額するものであります。続きまして下 段、9款4項3目文化財保護費11節需用費修繕料97万6千円の追加であり ます。これは9月6日発生の北海道胆振東部地震により、二風谷アイヌ文化博 物館のチセ2号・3号の屋根の一部の修繕に要する経費で、費用の2分の1が 国庫補助金として国から補助されるものであります。次に33ページ上段、1 0 款 1 項 1 目現年発生災害復旧費 1 1 節需用費修繕料 4 0 0 万円の追加であり ます。これは同じく北海道胆振東部地震により、本町並びに荷菜地区にある職 員住宅が内壁、外壁等の亀裂、剥落、窓ガラスの破損、水周り関係の破損の被 害を受けたためその復旧に要する費用となっております。次に下段、10款3 項1目その他公共施設災害復旧費11節需用費修繕料151万6千円、15節 工事請負費2383万4千円、1目合計で2535万円の追加であります。1

1節の修繕料は北海道胆振東部地震により、役場庁舎、二風谷アイヌ文化博物 館の施設のガラス破損、内・外壁等の亀裂、剥落、水周り関係などに被害を受 けたためその修理をする費用であります。15節工事請負費は荷菜多目的研修 集会施設、二風谷アイヌ文化博物館が地震で被害を受けたためその復旧に要す る経費であります。次に歳入についてご説明いたしますので26ページをご覧 願います。上段、10款1項1目1節地方交付税517万円であります。これ は既定予算に比べて地方交付税交付金のうち、普通交付税が増額する見込みで あることから、これを本補正予算の財源に充てるものであります。次に下段、 14款2項6目4節社会教育費補助金48万7千円の追加であります。これは 歳出32ページの下段でご説明いたしました博物館前のチセ2号・3号の修繕 に要する経費の2分の1に相当する金額が文化的景観保護推進事業補助金とし て国から交付されるものであります。次に27ページ上段、15款2項2目1 節社会福祉費補助金50万円の追加であります。これは歳出の31ページ上段 でご説明いたしました福祉灯油助成費に対して、北海道から地域づくり総合交 付金として町が交付を受けるものであります。次に下段、15款2項4目1節 農業費補助金353万1千円です。これは31ページの下段でご説明いたしま した経営体育成支援事業補助金に対しまして、その経費の全額が国から北海道 を通じて町に補助されるものであります。次に28ページ上段、15款3項3 目教育費道委託金1節教育費委託金24万9千円であります。これは12月1 4日に平取中学校で開催されます心の教育フェスティバルにおいて、北海道道 徳事業推進事業委託金として北海道からの委託金となっております。続きまし て下段、18款1項1目平取町財政調整基金繰入金1節平取町財政調整基金繰 入金460万円であります。今回の補正に関して、該当となる国や道の補助金、 交付金、委託金、地方交付税交付金を充ててもなお不足する財源を平取町財政 調整基金に求めるものであります。続きまして29ページ、21款1項10目 災害復旧債1節公共土木施設災害復旧事業債320万円、3節その他公共施設 災害復旧事業債1900万円、10目合計2220万円は33ページでご説明 いたしました9月の地震による職員住宅の修繕及び役場、アイヌ文化博物館、 荷菜多目的研修集会施設の災害復旧について、災害復旧事業債にその財源を求 めるもので元利償還額の約70%が交付税措置されるものであります。歳入歳 出事項別明細書については以上です。次に24ページ、第2表地方債補正をご 覧願います。第2表地方債補正は、起債の目的、補正前と後の限度額、補正後 の起債の方法、利率、償還の方法をそれぞれ明示したものであります。起債の 目的は災害復旧事業で、補正前の限度額1億7440万円に29ページでご説 明いたしました災害復旧事業債の限度額2220万円を加え、災害復旧事業の 補正後の限度額を1億9660万円とするものであります。次に34ページの 地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現 在高の見込みに関する調書をご覧いただきます。前前年度平成28年度末現在 高、前年度29年度末の現在高見込額並びに当該年度30年度末の現在高見込

額につきましてはそれぞれ記載のとおりであります。以上、議案第5号平取町 一般会計補正予算第12号につきまして、ご説明申し上げましたのでご審議の ほどよろしくお願いいたします

議長

説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありませんか。1番松澤議員。

1番松澤議員

3 2ページの歳出、商工費の負担金ですが、予算ですから年度ごとでの考え方でしょうけども、全額とはいかないと思うんですけども、この予算について来年に回すとかという考え方を現在持っているかどうか伺いたいんですが。

議長

町長。

町長

この額については翌年度に繰り越すということでなくて、単年度方式でございますので、地震の関係で沙流川まつりを中止したことによる不用額というようなことで、これは一旦町に返すというかたちを考えております。

議長

ほかございますか。

(質疑なしの声)

なければ質疑を終了します。次に討論を行います。反対討論はありませんか。 (討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決 定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第7、議案第5号平成30年度平取町一般会計補正 予算第12号は原案のとおり可決しました。

日程第8、議案第6号平成30年度平取町国民健康保険特別会計補正予算第2号を議題とします。提案理由の説明を求めます。町民課長。

町民課長

それでは、議案第6号平成30年度平取町国民健康保険特別会計補正予算第2号について提案理由をご説明いたします。議案書36ページをお開きください。 平成30年度平取町国民健康保険特別会計補正予算第2号は、次に定めるところによるものでございます。歳入歳出予算の補正でありますが、第1条は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ27万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億4327万4千円とするものでございます。2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものでございます。それでは事項別明細書の歳出からご説明いたしますので40ページをお開きください。1款1項1目一般管理費19節負担金補助及び交付金27万円を追加し、877万4千円といたします。国保事業報告システムの改修にかかる負担金で 算定省令の改正による修正及び改元の対応に伴うシステム改修費用であります。次に歳入についてご説明いたしますので39ページをご覧ください。4款1項1目保険給付費等交付金1節特別交付金27万円を追加し、4億9132万1千円とするものでございます。歳出でご説明いたしました国保事業報告システム改修費用で、財源は特別調整交付金により全額、国より補てんされます。以上、議案第6号平成30年度平取町国民健康保険特別会計補正予算第2号について、ご説明申し上げましたのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決 定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第8、議案第6号平成30年度平取町国民健康保険特別会計補正予算第2号は原案のとおり可決しました。

日程第9、議案第7号平成30年度平取町一般会計補正予算第13号を議題と します。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第7号、平成30年度平取町一般会計補正予算第13号につきましてご説 明いたしますので、追加補正予算書の1ページをご覧いただきます。第1条、 歳入歳出予算の補正でありますが、歳入歳出にそれぞれ1440万9千円を追 加し、歳入歳出の総額をそれぞれ66億7683万6千円にしようとするもの であります。第2項で歳入歳出予算の補正の款項の区分ごとの金額並びに補正 後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるとするものであ ります。それでは歳入歳出事項別明細書の歳出からご説明いたしますので5ペ ージをお開きいただきます。上段、3款1項1目社会福祉総務費12節役務費 11万6千円、18節備品購入費464万4千円、27節公課費4万1千円、 1目合計で480万1千円の追加であります。これは高齢者及び障害者等の社 会参加への促進かつ健康増進を図るために、各地区で実施している高齢者サロ ンの利用者の足の確保のための福祉車両を購入する経費であります。 12節役 務費は福祉車両購入するにあたり登録やリサイクルに関する手数料及び自賠責 保険料に要する経費となっております。18節備品購入費は、車両本体価格及 び付属品にかかわる費用、27節公課費は福祉車両購入にかかる重量税となっ ております。続きまして下段、5款1項2目農業振興費15節工事請負費95 0万円、17節公有財産購入費10万8千円、2目合計で960万8千円の追 加であります。これは旧苫小牧信用金庫振内代理店の土地、建物、旧支店長住 宅を町が取得し、新規就農研修生住宅として改修するために要する経費であり

ます。15節工事請負費は、同住宅の屋根の葺き替え、住宅内部外部の改修、浄化槽設置工事に要する経費で、17節公有財産購入費は、旧苫小牧信用金庫振内代理店の土地1126.18平米、旧店舗の建物314.90平米、旧支店長住宅69.43平米をそれぞれ取得するための費用となっております。次に歳入についてご説明いたしますので4ページをご覧願います。上段、10款1項1目地方交付税1節地方交付税1210万9千円であります。これは規定予算に比べて、地方交付税交付金の普通交付税が増額する見込みであることから、これを本補正予算の財源に充てるものであります。次に下段、15款2項2目1節社会福祉費補助金230万円の追加であります。これは5ページの上段でご説明いたしました福祉車両購入に対して、地域づくり総合交付金として北海道から補助を受けるものであります。以上、議案第7号平取町一般会計補正予算第13号についてご説明申し上げましたのでご審議のほどよろしくお願いたします。

議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。7番中川議員。

7番 中川議員 歳出のほうで5ページになりますけども、5款の農林水産業公有財産購入費というところで、昨日全員協議会で支店長住宅についてはお聞きをしましたけども、振内代理店というか店舗だと思いますけども、この利用方法というのは今のところ考えているのか、また古い建物なので解体という考えもあるんですけども、その辺の考えはしているのかどうかお伺いしたいと思います。

議長

副町長。

副町長

今回、苫小牧信用金庫の下請けの不動産会社から譲り受ける土地建物でございますけれども、ご存じのとおり、今回補正に出ている支店長住宅、それから旧振内代理店、それとその裏が専用の住宅ということになっておりまして、本来であれば、できれば店舗とくっついている併用の住宅も改修等でなんとか住宅にというところだったんですけども、いろいろ間取りですとかそういう関係もありまして、今回は支店長住宅だけを改修して使うということにさせていただいております。それで今後の利用方法ということなんですけども、店舗の部分もかなり広いスペースもありますし、専用住宅の改修の方法によってはまだまだ利用できるというようなことも可能性としてあると思っていますので、場所的にも市街地の真ん中ということもありますので、色々と、例えば農産物をそこで一時的に売るとか、そういうことも考えられるかなと思いますので、今後また地域の方々と協議しながら、活用について検討していきたいというふうには思っております。

議長

ほかございますか。

(質疑なしの声) それでは質疑を終了します。次に討論を行います。反対討論 はありませんか。

(討論足の声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第9、議案第7号平成30年度平取町一般会計補正 予算第13号は原案のとおり可決しました。

日程第10、報告第1号委員会審査報告について、

日程第11、報告第2号委員会審査報告について、

以上2件を一括して議題とします。決算審査特別委員会委員長より、平成30年第6回定例会、認定第1号平成29年度平取町国民健康保険病院特別会計決算認定について、同じく認定第2号平成29年度平取町各会計決算認定については、それぞれ認定すべきとの審査報告が提出されています。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは報告第1号について採決を行います。本件に対する委員長の報告は認定であります。委員長の報告どおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第10、報告第1号委員会審査報告については報告どおり認定と決定しました。続いて報告第2号について採決を行います。本件に対する委員長の報告は認定であります。委員長の報告どおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者举手)

挙手多数です。従って、日程第11、報告第2号委員会審査報告については報告といいでは報告という。

日程第12、意見書案第8号教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の 実現、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「子どもの貧困」 解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書(案)の提出について を議題とします。提出議員からの説明を求めます。8番貝澤議員。

8番 貝澤議員 8番貝澤です。それでは意見書案の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

(意見書案朗読)

以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本意見書案について、原案の とおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第12、意見書案第8号については原案のとおり可 決しました。

お諮りします。承認第1号閉会中の継続審査等の申し出についてを日程に追加 し、追加日程第1として議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って承認第1号を日程に追加し、追加日程第1として 議題とすることに決定しました。

追加日程第1、承認第1号閉会中の継続審査等の申し出についてを議題とします。議会運営委員会委員長、各常任委員会委員長及び各特別委員会委員長からそれぞれの委員会において所管事務調査等について、閉会中に継続審査及び調査を実施したい旨申し出がありました。申出書は、お手元に配布したとおりであります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中に継続審査及び調査等 を実施することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って各委員長からの申し出のとおり、閉会中に継続審査及び調査等を実施することに決定しました。以上で、議案の審議が終了いたしました。本定例会に付された事件の審議状況を報告します。諮問1件で答申1件。議案7件で同意1件、原案可決6件。報告3件で認定2件、採択1件。意見書案1件で原案可決1件。承認1件で決定1件。これで本日の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。平成30年第8回平取町議会定例会を閉会します。大変どうもご苦労様でございました。それでは、平成30年12月定例会の閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

(議長よりあいさつ)

続きまして、川上町長よりごあいさつをいただきます。

町長

(町長よりあいさつ)

議長

それでは以上で終了いたします。

(閉 会 午後2時47分)

-	- 1	.,	-